

福 利 課
令和 2 年 4 月 8 日
(令和 2 年 7 月 17 日改正)
(令和 3 年 2 月 16 日改正)
(令和 4 年 2 月 18 日改正)

直営施設弁当利用助成の延長実施について

1 延長理由

新潟県では、まん延防止等重点措置の適用がされるなど、県民や飲食店などに対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための行動要請が継続されているところであり、直営施設においても会合や会食を行いにくい状況にあります。

会員の福利厚生に資するとともに、直営施設の売上増に結びつけるため、「直営施設会食利用助成」と同様に「直営施設弁当利用助成」を実施しており、その実施期間を令和 4 年 3 月 31 日までとしておりましたが、引き続き、同助成を 7 月 31 日まで継続することとします。

なお、助成内容も一部整理を行いましたので、ご留意願います。詳しくは、各互助会館にご確認ください。

2 助成内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 助 成 名 | 直営施設弁当利用助成事業 |
| (2) 助成内容 | 会員が主催し、直営施設の弁当を概ね 10 食以上の配達又は、直営施設内での会食において利用する場合について助成する。 |
| (3) 助成対象者 | 会員(会員が利用の過半数を占める場合は、利用者全員) |
| (4) 助 成 額 | 弁当料金の支払額が 1 人 2,000 円以上の場合 1 人 1,000 円を助成する。 |
| (5) 助成方法 | 別紙「直営施設弁当利用助成申請書」に所定の事項を記入し、施設の窓口提出すること。 |

3 予算

令和 4 年度の助成事業については、3 月の理事会での予算承認後となりますが、変更の必要があった場合には、再度通知します。

4 実施期間

通知の日から令和 4 年 7 月 31 日までとする。